

平成24年度第2回文化財保護委員会（議事録）

と き：平成25年3月28日 10:00～12:00

ところ：美里町公民館 3階 第1研修室

参加者：文化財保護委員 5名 佐藤憲一、渡辺國雄、只野龍馬、曾根昭夫、扇晴美
美里町教育委員会教育長 佐々木 賢治
生涯学習課文化財係技師 岩淵 竜也

事務局：「開会」9:58

栗野委員については、欠席の連絡を頂いているのでこれで全員である。過半数が揃ったので成立である。お忙しい所、ご出席いただき感謝申し上げます。少々早いが始めさせていただく。まず文化財保護委員長より挨拶をお願いしたい。

委員長：久々の委員会である。今日は、事業報告と文化財の指定についてが課題である。しっかり文化財保護委員会で審議し、町として指定に向けて動いていただきたいところである。この文化財指定についての審議は文化財保護委員会の重要な役割である。よろしくご審議願いたい。

事務局：ありがとうございました。引き続き教育長より挨拶申し上げます。

教育長：「挨拶」

日頃教育行政にご理解頂き感謝申し上げます。年度末の非常に忙しいところお集まりいただき重ねて感謝申し上げます。

まず最初のお知らせとして、町の機構改革の中で生涯学習課が無くなり、まちづくり推進課の中で生涯学習分野の7割程度を補助執行という形で推進していくこととなった。ただし文化財係は教育委員会に残ることになったことをご報告申し上げます。文化財については従来通りなのでこれまでと変わらないご指導をお願い申し上げます。学校教育の中でも日本古来の文化とか歴史を大事にしようという文科省の動きがある。日本文化学習が重要視され、学校教育の中でも力点が置かれるようになってきた。ともあれ文化財関連の中核となるのは、この委員会の場で、皆様からご指導頂いたことが要となる。今日は事業報告と指定について協議頂くが、ご指導のほどよろしくお願いする。

事務局：では協議に入る。議長を委員長にお願いする。

委員長：それではさっそく協議に入る。まず、第1号議案について事務局説明願う。

事務局より資料を基に説明。

委員長：今年度の事業報告について説明があったが何か質問、意見はあるか。

渡 邊：斉藤芳郎さんは南郷町史作成時にも非常に世話になった。涌谷のササキトシオ先生にもご指導いただいた。斉藤芳郎さんは農民運動史に非常に明るかった。当時の資料等そういうものがかなりあったかと思う。南郷町史についてもそういった

資料は非常に重要であり、見つけて頂ければありがたい。一回調べてみた方がいい。

委員長：斉藤芳郎さんのご自宅が近いが、しばらくはお邪魔していない。本などはもちろんのこと、執筆に用いられた資料、特に生の資料があれば非常に重要である。斉藤さんのご家族は、お父様の資料を散逸させたりするような方ではない。早い内に一度訪問して状況を確認し、先方の意向を伺うべき。とにかくまず一度行ってみて話をし、状況を見せて貰って、その次を考えるといいのではないかと。決して捨てたりする家ではない。お父様の仕事ぶりなども尊敬して大事にする方々だから、早い内に伺うべき。

只 野：ご家庭の方々はどのような方か。お父上の仕事に対してどのように考えていらっしゃるご家庭なのか。

委員長：お父様の仕事を継いだ方はいないが、決して残された資料を粗末にするような方々ではない。だからこそ、こちらから早めに声掛けを行うべき。

渡 邊：南郷でも地震の後に家の建て替えがあり、古くて邪魔というだけでかなりのものが捨てられた。

委員長：だからこそ早めに手を打たねばならない。

只 野：そういったものを保存し残していくのは大変なことである。特に保存の方法については十分に検討しなければならないが、是非残して頂きたいものである。

委員長：幅広く研究された方だから、蔵書を専門家に頒布し活用して頂いても何の問題も無い。そういった方法もあるので、ご家庭の意向を聞かねばならない。頑張ってもらいたい。他にないか。

只 野：埋蔵文化財の復興交付金が平成 25 年度分も認められたと聞く。その内容は。

事務局：27 年度まで実施される復興交付金事業だが、これまでに平成 23 年度、24 年度分が認められて町に支払われている。この残額は繰越可能であることから、平成 25 年度分に繰り越すつもりであるが、積算したところ若干の不足が懸念されたため、その差額について申請したところである。調査件数の見込みの推移は、仮設住宅の入居期限や、消費税増税による需要があると考え、これまでとほぼ同数での積算を行っている。

渡 邊：補助率は。

事務局：100%補助で、復興交付金としてはうち 75%、残りの 25%は特別交付税として交付される予定である。

只 野：関根神楽について伺う。資料の上では明るい兆しがあるように思えるが、本当に大丈夫なのか。今の先生方に何かあれば一気に状況が変わる。神楽は神事であることから。学校だけではなく地元の方々がどの程度関心を持って、残していかなければならないと考えているのかが心配である。

事務局：実際は資料に見えるほど簡単ではない。これまでは調査等が入ると動きが取れな

かったが、来年度からは組織改編により文化財係も係長が配置される為、もう少し動きが取れるようになるかと思う。とにかく地域に行き説明を重ねることが重要と考えており、その機会を増やしていきたい。

扇 : 関根地域の知り合いにも話を聞いたら、「教えて欲しいといったが、地域の方から教えるのが難しい」と言われたことがあると聞いた。地域の方々と町教委・保存会との間に意識の差があるのではないか。

事務局 : 保存会が元気だった昔は女性は含めないなど、そういったこともあったと聞いている。また保存会内部でも学校での指導方法を巡って軋轢があったと聞いている。しかしそのように気にしてくれている方は確かにいらっしゃる。また北浦小学校出身者であれば、40代くらいからは体験しており、意欲のある方もいらっしゃるようだが、「関根」という地名に引っかかりがあるのか、同じ北浦小学校区にお住まいの方でも、遠慮してしまっているようである。その辺が、考えの差、温度差として表面に出ていると思う。

委員長 : 保存会の実態がどうなっているのかというのが非常に重要。メンバー数や活動内容など、その実態を明らかにする必要がある。先日不動堂神楽の及川代表と話をしてきたが、後継者育成については危機感を持っているようだ。不動堂神楽も関根神楽も同じだが、いかに保存会がしっかりしているかが問題。その上で、町も一体となって保存に努めていく必要がある。次の対策を取る為にもまず保存会の実態を整理していくことが重要。早く手を打たないと大変なことになる。内部でどうこうあったということよりも、今の実態が重要。

事務局 : 今回ご指導頂いたので保存会の実態を分かりやすくした上で支援していく体制を整えたい。

委員長 : 場当たりに進めても何も変わらない。まずは実態を明らかにして、それから進めるべき。不動堂の及川代表は、地域も性差も問わないというご意見である。これからはやる気のある方はどんどん仲間に引き込み、練習活動などきちんとした実態がないと立て直すことができない。文化財保護委員も手伝うので、早めに対応してほしい。全国的にどこも同じ。民俗芸能の高齢化は一緒。歴史的なものであっても、その伝え方は変わっていかざるを得ない。舞そのものは変わらなくても、運営方法や伝達方法は変わっていくのが当然だと考える。

事務局 : わかりました。

委員長 : あと何かあるか。

曾 根 : 以前、最初の打合せに参加したが、皆さんから「地域の方々が本気にならねばできないんだ」という意思を感じた。そのまま進んでいくものと考えていたが、動きが停滞している。残したいという気持ちがあるのだから、もう少し地域に踏み込んで進めていってほしいものである。

渡 邊 : 昔は「絵面を買う」と言って、地域の祭り等に読んだものだ。今は神楽は面白く

ないと言われているが、神社等で行われなくなり話題に上がらなくなったのが問題と感じている。

委員長：実は私も昨年初めて生で見た。全然知らなくても、その激しい舞や踊りの迫力の凄さというのは若い人にも伝わると思う。それと同時に内容を伝える工夫があれば必ず今の人々にも感じてもらえるはず。若い人には解らないという考えは捨ててことに当たって欲しい。地域の人々の心を動かす部分があれば繋がっていく。今のコミュニティに合わせた形で保存する方法を考えていく必要がある。

渡 邊：関根神楽の先生方は、かなりの年なのでできる演目も限られてくる。そういった点にも注意し、両神楽の対策を取って欲しい。

委員長：なんとか灯がともっている間に、早く対応して残してほしい。では第 2 号議案に移る。事務局説明願う。

事務局：資料に基づき説明。補足説明として、県文化財保護課より指摘事項があったことを報告。素山貝塚についてはより専門的な見地での評価を、十王山の槻の木については樹木の生態の詳細と近隣での評価を求められ、東北大学の阿子島教授と大橋教授を紹介いただいた。

委員長：この資料は先に全委員にお示し頂いたと聞く。何か質問、ご意見ないか。

只 野：貝塚については、非常に重要なものであるにも関わらず、なぜ今まで指定になっていなかったのかとても不思議である。

事務局：その質問は只野委員だけではなく、県文化財保護課でも驚かれた。発掘調査が早く学術的に広く知られた割にはなんの手出ても打たれなかったということである。後の開発で破壊された部分はあるものの、町有地であること、維持管理は町教委で行っていること、遺物が東北大学で管理されていることから、指定についての環境は問題無いと考える。

委員長：これまで町教委で作った資料や町のガイドブックにも掲載されており、貴重な文化遺産としての認識があることは間違いない。きちんと指定することにより、なおしっかりとした維持管理に努めるためにも、この機会に指定して保存活用を図っていくべきという意見は全委員共通である。

扇 　：出土遺物については、全て東北大学の管理下。

事務局：一部、町で保管しているものもあるが、その詳細が分からない為、資料的価値が認められない状況である。

渡 邊：小牛田農林高校以外にも古川女子高が発掘調査に協力しているはず。

委員長：現在は中に自由に入れるのか。入れるならば問題である。指定することによって更なる文化財としての管理を町としても行っていくべき。関心のある人に弄られる可能性もあり、そういった点を改善する必要などがある。

只 野：文化財の指定についても今更ということもあるが、審議を経て指定しましょう。

渡 邊：指定してこなかったこと自体が怠慢である。

只 野：その通りである。しかしその怠慢という言葉を誰にぶつけるのか、自らにぶつけようもないが、遅きに失したが早急に進めてほしい。寺の寄合などで話をしても、認識が甘いというか、関心が無いようにも感じられる。そのような状況の打開にも繋げるべく、指定によって広く意識を持って貰うのは重要である。指定しましょう。

渡 邊：あちこちで話をするが、確かに関心が低い。これには我々にも悪い点があり、昔語りだけで済ませてきたのが問題だった。話すだけではなく、その根拠をはっきりさせるためにも指定するのが重要と考える。

扇 　：学術的にも重要なのは分かるが、なぜ調査当時に指定されなかったのかが不思議。

委員長：重要なモノというのは、関係者全体の認識であった。しかし、指定については権限や立場が付いてくる。国・県としては、むしろ町で指定したものだという捉え方だったのではないか。我々住民でさえもそのような認識だったのだから、やはり県も似たような思いだったのではないか。町で指定して保存活用を図ることで良いのではないか。

事務局：注意しておきたいのは、出土遺物の取扱いについてである。

委員長：遺物の管理権と所有権はどうなっているのか。

事務局：おそらく大学にあると考えられる。今は違うが、当時の流れを考えればやはり大学にあると考えるのが妥当である。

委員長：所有権は東北大学の研究室でよいのか。

事務局：東北大学の菅野博士からは、東北大学だけではなく、「考古学研究室」まで明示するよう連絡を受けているので、「東北大学大学院文学研究科考古学研究室」が諸州者であると考えられる。

委員長：本当にそれで間違いないのか。

事務局：そこまでの詳細は未確認である。今後の課題として対応に当たる。

委員長：どこが所有かをはっきりすることが重要である。どこの所有であっても、どこが管理していたとしても良いので、明確にしておくことが重要である。町側だけでなく、大学側でもはっきりさせておく必要がある。

事務局：貝塚が仮に指定になれば、出土遺物の展示も行いたい。その為にも確認が必要と感じている。

委員長：もしかしたら確認作業には意外と時間が掛かるかもしれないが、これを機会に明確にして、指定に向けた作業を進めてほしい。

事務局：今回の資料では貝塚の土地範囲ならびに現況そのものを示したつもりだったが、委員の皆様についても同様の認識でいていただきたい。改めて所有権、管理権については次回までに確認しておきたい。

委員長：ぜひお願いしたい。それによって今後の対応が変わってくる。

曾 根：土地が町の所有であるというのは歴史的にいつからか分かるか。分からなければ

ぜひ調べておいてほしい。

委員長：調査当時の土地所有者が誰かは確認する必要がある。以外と大変だと思うが重要でもある。

曾 根：土地の譲渡状況なども確認する必要がある。登記簿にどのように書いてあるかなど。そうではないと勝手に掘って調べる人が出てくるが、それは泥棒であるから、やはりこの機会に土地の所有者も明確にしておくべき。

委員長：今までの皆さんの意見からも、委員会として指定については異論がないと捉えている。また資料も分かりやすく作成されており、指定についての価値についても理解できる。やはりその中でも資料にある「町内においては、素山・新山前の二貝塚が、現在のところもっとも古い時期に属する遺跡である。したがって小牛田町は縄文式文化時代早期末に夜明けを迎えたことになり、町史の記述も、この時期を起点とすることになる。」という部分が非常に重要で、いまでもこの通りであれば、この遺跡を指定する最大の根拠になると考えるがどうか。

事務局：縄文時代の遺跡については、他の遺跡から遺物が出ていることから存在が考慮できるが、きちんとした調査が行われておらず現状としてはこの町史編纂時の記述から変わっていない。

委員長：それならよい。この点が一番、だれでも専門的な表記が無くても分かることだと思う。一般の町民の方々でも、なかなかの遺跡があるんだということを理解しやすいだろう。文化財保護委員会の答申としても指定するという結論で良いとする。次回以降の委員会の中で、現地確認や東北大学の訪問などを行い、熱意を表したい。早々に手配をお願いしたい。

事務局：神楽の子供たちと同じだが、本物を見るのと見ないのでは大きな違いがある。本物に触れるということ自体が非常に貴重な体験であるので、早い内に予定したいとかんがえる。

扇 　：子供たちにも見せる必要がある。言葉だけでは伝わらない。

委員長：現地と遺物を見る機会を是非お願いしたい。以上でよろしいか。

委員長：異議無いようなので、槻ノ木の審議に入る。何かないか。

渡 邊：保存記念物の根拠については明治 100 年記念事業の際に付けられた名称である。助成金が出て、多くの樹木に標柱を建てた。その時の事務局が私だったが、当時専門としてお願いしたのが鈴木長治。南郷農学校当時の校長先生で退職されてから水沢市史を執筆されている。植物分類学の権威であり、その方の判定に依ったものである。

只 野：関連してあの地域について伺う。なぜ十王というのか。

渡 邊：三光会といい、月・星・日という呼ばれ方をしている。星の山付近に鳳仙寺というのがあり修験道と関係があった。日の山では最近発掘もあったが、板碑なども出ており、おそらくあの一带は宗教的な関連でそのような地名であったのではな

いかと考える。

只野：巨木と称するものには自然発生したものと、意図的に、人為的に植えたものもある。あの樹木はそういったものではないのか。そうであればあえて残された樹木であると考えることができるため、そういった背景も指定すべき理由になると思う。ある意味では、樹木自体が信仰の対象となったりする。

委員長：あれくらい大きくなると信仰心の有無に係わらず、目の前にすると手を合わせたくなる。

渡邊：今は資料がなくなってしまったようだが、東北大学の泉先生の報告書があったと思う。環境庁の事業もあったと思うが。

委員長：東北大学の泉先生の後継者みたいな方が大橋先生。今の只野先生からの指摘もそうであり、残されてきた背景なども重要である。そういったものも指定理由の中に含めていくべき。

渡邊：上山家は、涌谷伊達の直参で来て、後で医師になり、今の東北大医学部の前身仙台医療専門学校土地を寄付している。いつの頃か仙台の南山閣を与えられ、そこに住むようになったと聞く。貞亮さんの時に久保先生のお父さん方が挨拶に行っただけ。

委員長：いずれ大橋先生から話を伺うということだが、先生も現地を見て頂いた方が良いでしょう。先生のご都合に合わせて連絡いただき、私たちも一緒に話を伺おうと思う。資料でもこれまでの歴史の流れが整理されており、よく守られてきた点が良くわかり、文化財として守られるという点では理想的な守られ方に思える。そういうことも大橋先生から伺えれば良いと考える。

事務局：今、ご指摘頂いたように、残された背景として地域の信仰との関係と、大橋先生からの指導を受け、さらに調査を進めようとする。その他としては、文化財としての表記、十王山を付けるのか、カタカナ表記で良いのかなどといった細かいところまで今後はご審議をお願いしたい。

委員長：やはりあれはケヤキではなくツキと言ったほうが良いのか。

渡邊：確かに今はツキは一般的ではないが、材木商などは使い分けをする。葉が出る時に赤いのがケヤキ、青いのがツキ。肌の表面も異なりツキの方が若干安い。

委員長：名称を付けるに当たってはそのような点も整理が必要。地元の意向や歴史的な流れも無視できない。そういった点についても、県や大橋先生の指導を得ながら進めてほしい。

委員長：それでは2件の文化財については、指定という方向で問題無いという結論で行きたいと思うのでよろしく願いする。引き続き第3号議案について説明願う。

事務局：資料に基づき説明。

委員長：了解した。それでは議事の審議については、これで終了する。

事務局：長くのご審議に感謝申し上げます。最後に副委員長からご挨拶いただく。

渡 邊：指定文化財候補の所在地はどちらも花の名所である。五月に入ると葉桜になるので、事務局にはこれを参考に早めの調整をお願いしたい。

事務局：以上で終了とする。

「閉会」12:00

報告：文化財係 岩淵